第三百四十八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十一号中「第十号の六」を「第十号の八」に改め、同項中第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とし、同条第八項中「、非課税地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下この項において同じ。）」に、「所有する非課税地方独立行政法人」を「所有する地方独立行政法人」に改める。

第三百四十九条の三第十三項中「（昭和四十五年法律第七十一号）」を削る。

第三百九十六条の二第一項中「この項及び第三百九十六条の四第六項」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

4　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第四百四十三条第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第四百四十四条第一項第一号イ中「千円」を「二千円」に改め、同号ロ中「千二百円」を「二千円」に改め、同号ハ中「千六百円」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二千五百円」を「三千七百円」に改め、同項第二号イ中「二千四百円」を「三千六百円」に改め、同号ロ中「三千百円」を「三千九百円」に改め、同号ハ中「五千五百円」を「六千九百円」に、「七千二百円」を「一万八百円」に、「三千円」を「三千八百円」に、「四千円」を「五千円」に改め、同項第三号中「四千円」を「六千円」に改める。

第五百八十六条第一項中「非課税地方独立行政法人」の下に「（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。）」を加え、同条第二項第四号の五中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

第六百三条第一項及び第二項中「第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで」を「第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五まで」に改める。

第七百一条の三十四第一項中「、非課税独立行政法人」を「及び非課税独立行政法人」に改め、「及び非課税地方独立行政法人」を削り、同条第二項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加え、同条第三項第三号中「教育文化施設」の下に「（第十号の四に該当するものを除く。）」を加え、同項第十号の五及び第十号の六を削り、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三中「定めるもの」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号の五とし、同号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園

第七百一条の三十四第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

第七百一条の三十四第三項第十号の七中「第十号の四」を「前号」に改める。

第七百二条の二第一項及び第七百四条中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の四第一項の項及び第三百二十一条の八第二十四項の項を次のように改める。

第三百十四条の四第一項	百分の九・七	百分の十二・九
	百分の十二・一	百分の十六・三
第三百二十一条の八第二十四項	並びに第五十三条第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額	の合計額を超える額

附則第三条の二の四第一項中「第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「以下この条」を「次項」に、「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「公益法人等（同条第六項から第十項まで」を「公益法人等（同条第六項から第十一項まで」に、「財産（同条第六項から第十一項まで」を「財産（同条第六項から第十一項まで」に改める。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の五の四」を「第十条の五の五」に改める。

附則第五条の六を次のように改める。

第五条の六　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第一項第三号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。